

## 平成26年第4回弘前市教育委員会会議録

日時 平成26年2月24日（月）

午後1時

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

### ◇議事日程

1 定足数確認

2 開会宣告

3 会議録署名者の指名

4 会期決定

5 臨時代理の報告

報告第2号 臨時代理の報告について

（弘前市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）

報告第3号 臨時代理の報告について

（弘前市立図書館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）

報告第4号 臨時代理の報告について

（弘前市立博物館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）

報告第5号 臨時代理の報告について

（弘前市立郷土文学館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）

報告第6号 臨時代理の報告について

（弘前市附属機関設置条例案〔教育委員会に設置する附属機関に関する規定〕の市長への送付について）

6 閉会宣告

### ◇付議事件

議事日程に同じ

### ◇出席委員

1番 山科 實 委員、2番 土居 真理 委員、3番 一戸 由佳 委員、

4番 前田 幸子 委員、5番 佐藤 紘昭 委員

### ◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、教育政策課長 櫻庭 淳、学校教育推進監兼学校教育改革

室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 有馬 靖、学校指導課長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 佐藤 賢也、文化財課長 小野 俊彦、弘前図書館長兼郷土文学館長 桜庭 哲紀、博物館長 土谷 伸夫

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 鳴海 誠、同政策調整担当主幹 高谷 由美子、同主幹兼総務係長 中田 和人

---

午後1時開会

○委員長（山科 實委員） これより、平成26年第4回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただ今の出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に4番前田幸子委員と5番佐藤紘昭委員を指名いたします。会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。本日の案件は、報告が5件となっております。

・報告第2号について

○委員長（山科 實委員） それでは報告第2号臨時代理の報告について（弘前市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長（佐藤賢也） 報告第2号臨時代理の報告について説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準について必要な事項を定めるため、弘前市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

新旧対照表と、先ほど追加で配付しました社会教育法の一部改正の新旧対照表も併せてご覧ください。社会教育法の改正ですが、現行の第15条第2項では、社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する、となっておりますが、改正により社会教育委員は教育委員会が委嘱するとなりました。それに伴って現行の第18条は、社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定めるとなっておりますが、改正により社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期、その他、社会教育委員に関し必要な事項は地方公共団体の条例で定めることになりました。

社会教育委員設置条例の新旧対照表の左側、第1条に委嘱の基準が加えられました。

これにより第3条では委嘱の基準として、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、公募による市民のうちから委嘱するとしています。現行の第3条の定数、第4条の任期を改正案では第4条に定数及び任期を併せて定めています。第6条は、弘前市教育委員会を教育委員会規則でと改めるものです。

附則でございますが平成26年4月1日からの施行となっております。以上です。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 4番（前田幸子委員） 新旧対照表の新、第4条第2項に「補欠委員」とありますが、他の条例では「補欠の委員」となっています。「の」が付いただけでだいぶ違うと思います。もし、補欠を使うのであれば何かいい言葉があればと思います。今回は、「の」を入れてはどうでしょうか。  
次に、再任に関して書かれていないがどうなっているのか。それから第3条第1号に、学校教育及び社会教育の関係者ということで、小学校、中学校の校長に割り当てられて、私の頃のとある小学校の校長は、一度も出てきませんでした。どこで指導すれば良いのか分かりませんが、重要な仕事をしているのだという自覚を持ってもらうためには、きちんとしなければいけないと思います。今はどういう状況なのか分かりませんが、少なくともそういう人がいたということ認識しておいていただければと思います。
- 1番（山科 實委員） 三点の質問がありましたが、一点目の補欠委員に「の」が入ることはどうですか。
- 生涯学習課長（佐藤賢也） 現在の条例に「の」が入っていないのでこのままにして、次の改正の機会に「の」を入れることにしたいと思います。
- 4番（前田幸子委員） 他の条例は「の」が入っているのですか。
- 生涯学習課長（佐藤賢也） 図書館、博物館、郷土文学館については入っています。
- 1番（山科 實委員） 次回の条例改正のときに見直しをすることにして、二点目の再任に関しての表記がないことについてはどうですか。
- 生涯学習課長（佐藤賢也） 確かに再任に関して表記はありませんが、取り扱い上は再任を認めています。
- 1番（山科 實委員） 特別に表記をしないということだけのことですか。
- 生涯学習課長（佐藤賢也） 現在の条例の中でやっています。
- 4番（前田幸子委員） 他の条例は再任されることができると明記してあるのに、これだけが他と違うのは、こだわりがあったのですか。
- 1番（山科 實委員） 表記して何か不都合があるのですか。
- 生涯学習課長（佐藤賢也） それはないです。
- 1番（山科 實委員） これも何かの機会に揃えれば良いのではないですか。三点目の割り当てのことはどうですか。
- 生涯学習課長（佐藤賢也） 確かに小学校と中学校の校長会から推薦をしてもらっています。一度も出席しない方がいたということですが、現在はそういうことはないと思

っています。年に2・3回と少ない回数なので、そういうことがあったのかなと考え  
ています。

○委員長（山科 實委員） 他に何かありませんか。

○3番（一戸由佳委員） 公募による市民という表現がありますが、公募の定義と、定員  
のなかで公募する人数の割合はどれくらいですか。

○生涯学習課長（佐藤賢也） 公募は1名です。現在の任期から公募委員を1名としてい  
ます。公募ではありますが識見を持っている者ということになります。

○3番（一戸由佳委員） 公募は他の委員と同じように、広報等で募集するのですか。

○生涯学習課長（佐藤賢也） 広報紙を使っています。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 報告第2号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第2号は承認され  
ました。

・報告第3号から第6号の概要について

○委員長（山科 實委員） 続きまして報告第3号臨時代理の報告について（弘前市立  
図書館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）事務局から説明をお  
願いします。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 報告第3号から第6号までの概略を説明いたします。

これまで市では、弘前市附属機関等の管理に関する指針により、法律又は条例に基  
づく附属機関と、要綱等により設置される懇談会等の2種類の機関を設置しておりま  
したが、その判断は各課において行われていました。

しかし、他の自治体において、法律・条例に基づかない懇談会等の設置については、  
違法との司法判断が出される事例もあることから、今般、行政経営課において本市に  
おける附属機関等の設置に関して、新たに弘前市附属機関の設置及び運営に関する指  
針及び弘前市附属機関以外の会合等の運営に関する基準を策定し、見直しを行いました。

その結果、教育委員会では、既に条例による市の附属機関に位置づけられている弘  
前市立図書館協議会と弘前市立博物館協議会のほか、これまで各種懇談会等として位  
置付けていた弘前市立郷土文学館運営委員会、ひろさき教育創生市民会議、弘前市立  
小・中学校通学区域改編協議会、弘前市学校給食審議会、弘前市教育支援委員会及び  
史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会についても、地方自治法に規定される附属機  
関として条例により設置根拠を明らかにすることとしました。

これを受けて今回、報告第3号及び第4号では、既に条例による市の附属機関とし  
て規定されている、弘前市立図書館協議会、弘前市立博物館協議会について、各条例  
の協議会委員の要件を一部改正しようとするものであります。

報告第5号では、弘前市立郷土文学館運営委員会について、既存の弘前市立郷土文学館条例の中で規定することとし、報告第6号では、ひろさき教育創生市民会議、弘前市立小・中学校通学区改編協議会、弘前市学校給食審議会、弘前市教育支援委員会及び史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会については関係条例がないことから、今回新たに制定される、弘前市附属機関設置条例の中に規定しようとするものであります。以上です。

・報告第3号について

○弘前図書館長兼郷土文学館長（桜庭哲紀） 報告第3号臨時代理の報告について説明いたします。

弘前市立図書館協議会の委員の要件を見直すため、弘前市立図書館条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

2枚目をご覧ください。市長に送付した議案ですが、このたび市の附属機関等の見直しの一環として附属機関の委任要件の見直しを行いましたところ、委員の公募を実施しているか、又は公募可能である附属機関については、関係する条例の委員要件に公募による市民と明記するよう指示があったことから改正をするものであります。

それでは改正の内容について説明しますので、新旧対照表をご覧ください。右側が現行の条例で左側が改正後の条例案です。第3条第2項に図書館協議会の委員としての要件が規定されていますが、その中の第4号について現在の条例では、その他委員会が必要と認める者と規定していますが、これを公募による市民と改めるものであります。

附則ですが、この条例の施行期日を平成26年4月1日とするものであります。以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 新旧対照表の第3条第4項に、委員は再任されることができるとあるが、これはどちらの立場で書かれているのですか。

○弘前図書館長兼郷土文学館長（桜庭哲紀） 法制執務的に当市ではこの表現で統一されていますが、委員はという主語になっているので再任される受け身の立場の表現にしています。

○4番（前田幸子委員） これでいいのですか。

○弘前図書館長兼郷土文学館長（桜庭哲紀） はい。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 報告第3号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第3号は承認され

ました。

・報告第4号について

○委員長（山科 實委員） 続きまして報告第4号臨時代理の報告について（弘前市立博物館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）事務局から説明をお願いします。

○博物館長（土谷伸夫） 報告第4号臨時代理の報告について説明いたします。

弘前市立博物館協議会の委員の要件を見直しするため、弘前市立博物館条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

新旧対照表をご覧ください。現在の条例の第4条第2項第4号で、その他委員会が必要と認める者と規定していますが、これを公募による市民と改めるものであります。

附則ですが、この条例の施行期日を平成26年4月1日とするものであります。以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 報告第4号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第4号は承認されました。

・報告第5号について

○委員長（山科 實委員） 続きまして報告第5号臨時代理の報告について（弘前市立郷土文学館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）事務局から説明をお願いします。

○弘前図書館長兼郷土文学館長（桜庭哲紀） 報告第5号臨時代理の報告について説明いたします。

弘前市立郷土文学館運営委員会の設置及び運営に関して必要な事項を定めるため、弘前市立郷土文学館条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

議案第32号の郷土文学館運営委員会につきましては、これまでは郷土文学館の運営等に関して有識者の意見をいただく懇談会的な組織として、設置要綱に基づいて設置されていましたが、このたび市全体で見直しを行った結果、この運営委員会を市の附属機関として条例に規定すべきとの指導を受けましたので、今回その関係の条例改正をするものであります。

それでは改正内容について説明しますので、新旧対照表をご覧ください。第10

条を郷土文学館運営委員会の設置に関する規定に改めて、文学館の資料収集、展示の企画及び運営について審議するために運営委員会を置くことを規定しています。

次に第10条の後に、新たに五つの条を加えております。

まず第11条は委員に関する規定で第1項には委員の定数を10人以内にする事、第2項には委員の要件を1号として文学に関する学識経験のある者、2号として公募による市民とすることを、第3項には委員の任期を2年とすることと、補欠の委員の任期を前任者の残任期間とすること、第4項には委員は再任されることができることを定めています。

第12条は委員長と副委員長に関する規定で、第1項には運営委員会に委員長と副委員長を各1人置くことを、第2項には委員長と副委員長を委員の互選により定めることを、第3項と第4項にはそれぞれ委員長と副委員長の職務について規定しています。

第13条は会議に関する規定で、第1項には会議は委員長が招集することを、第2項には運営委員会の定足数を、第3項には議事の議決要件を規定しています。

第14条は運営委員会の庶務を郷土文学館で処理することを定めています。

第15条は委任事項規定として、この条例に定めるもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定め、その他この条例の施行に関して必要な事項は市規則及び教育委員会規則で定めるということを規定しています。

続いて附則ですが、第1項はこの条例の施行期日を平成26年4月1日とするものであります。

第2項以下は経過措置についての規定ですが、第2項では現在の設置要綱に基づいて設置されている運営委員会を、引き続き条例により設置された運営委員会として同一性を持って存続させることを規定しています。

第3項はこの条例の施行日において現在の設置要綱に基づいて委嘱されている委員を新たにこの条例の規定により委嘱された委員と見なして、その任期については現在の委嘱期間を勘案して、平成26年10月31日までとすることを定めたものです。

第4項は現在の設置要綱に基づいて選任された委員長及び副委員長はこの条例の施行日において、それぞれ新たにこの条例の規定による委員長及び副委員長と見なすことを定めたものであります。以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○3番（一戸由佳委員） 新旧対照表の新しい第11条第2項、委員は、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱するとありますが、委員会とは運営委員会ですか。

○弘前図書館長兼郷土文学館長（桜庭哲紀） この委員会というのは、新旧対照表にはありませんが、教育委員会を委員会と読み替えている条文がありますので教育委員会という規定です。

○1番（山科 實委員） 第11条第1項に運営委員会とはあり、同条第2項に委員会とでてくるので一戸委員が話したように教育委員会と読み取れないです。

○弘前図書館長兼郷土文学館長（桜庭哲紀） 第3条に教育委員会を委員会と読み替える

条文があります。

○3番（一戸由佳委員） この規定が前の方にあるということですね。

○4番（前田幸子委員） 新旧対照表の第12条第3項、委員長は、会議の議長となり、会務を総理すると、非常に聞き慣れない言葉があるのでそのことと、次のページの施行期日の第2項と第4項に、この条例の施行の際現にとありますが、際の後ろに読点がつかなくても良いのですか。それから、第3項の平成26年10月31日までの任期を勘案するという説明でしたが、勘案の意味が分からないのもう一度お願いします。

○弘前図書館長兼郷土文学館長（桜庭哲紀） 第12条の会務を総理するという表現ですが、市が法制執務上の使用している通常表現であり、運営委員会の流れ全体を取りまとめる意味をもっているものと理解しています。

次に、「この条例の施行の際現に」の、際の後ろに読点がついていないのも従来からの当市の法制執務上の表記であり、この条例だけでなく他の条例もこういう表現であります。

それから、委員の任期の平成26年10月31日までとする理由は、現在は条例の意味合いでなく設置要綱に基づいた運営委員会が既にあり、現在の委員の方々は平成24年11月1日に任命されて任期が2年であり、任命日から2年というのが平成26年10月31日になるので、現在の委員の任期を全うするために平成26年10月31日とすることです。

○4番（前田幸子委員） 分かりましたけれど、「際現」のところは直すべきだと思います。皆さんの考えが一致すれば直るのではないですか。どこに申し出れば直るのですか。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 法務契約課ですのでそちらに伝えます。

○1番（山科 實委員） 伝えておいてください。こういう意見が出ているので誰が読んでも分かるように、少しずつ替えていくことをお願いします。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 報告第5号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第5号は承認されました。

・報告第6号について

○委員長（山科 實委員） 最後に報告第6号臨時代理の報告について（弘前市附属機関設置条例〔教育委員会に設置する附属機関に関する規定〕の市長への送付について）事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 報告第6号臨時代理の報告について説明いたします。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の設置等に関して必要な事項を定める、弘前市附属機関設置条例の制定に伴い、教育委員会に設置する附属機関

に関する規定を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。市では、市が設置する懇談会等の見直しを行い、その中で、教育委員会では弘前市立郷土文学館運営委員会、ひろさき教育創生市民会議、弘前市立小・中学校通学区域改編協議会、弘前市学校給食審議会、弘前市教育支援委員会及び史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会について、地方自治法第138条の4第3項に規定される附属機関として条例により設置根拠を明らかにすることとし、弘前市附属機関設置条例の中に規定しようとするものであります。

弘前市附属機関設置条例では、第2条で市の附属機関を規定しており、教育委員会の附属機関は、別表2、教育委員会の附属機関に掲載されており、ひろさき教育創生市民会議、弘前市立小・中学校通学区域改編協議会、弘前市学校給食審議会、弘前市教育支援委員会及び史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会について、それぞれの担任する事務、委員の構成、定数、任期が記載されております。

附則の第1項に施行期日を平成26年4月1日から施行するとしています。経過措置として現在の委員につきましては、附則の第4項において、この条例の施行の際現に委員に委嘱又は任命されている者は、この条例の施行の日に第3条の規定により委員に委嘱又は任命された者とみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員の任期は、別表の規定にかかわらず、施行日における委員の任期の残任期間と同一の期間とする。とされており、そのまま委員を務めていただくことになっています。以上です。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 4番（前田幸子委員） 別表中、委員の構成の項目で附属機関によって、学識経験のある者と知識経験のある者がありますが、どのように区別をしているのですか。また、その基準は何かお知らせください。
- 文化財課長（小野俊彦） 史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会については学識経験のある者ということで、専門部会委員5名、地元町会を代表して町会長1名、行政部会として市職員を6名と規定しています。業務の内容からしてこのような規定をしています。
- 4番（前田幸子委員） この場合は知識経験のある者はだめだということですか。
- 文化財課長（小野俊彦） 専門部会の委員に関しては、考古学、環境デザイン学、歴史学、建築史学など専門的なので知識ではなく学識を問うことになります。
- 4番（前田幸子委員） どのように区別しているのですか。
- 教育政策課長（櫻庭 淳） 全体の調整は行政経営課でやっていますので、我々はどのような区別をしたのか分かりません。また各部署において学識、知識という分け方をしておりここでは明確に答えることはできません。
- 1番（山科 實委員） 知識経験のある者の方がやや狭められている感じがします。
- 教育部長（野呂雅仁） 違いを理解して使っているのかはこの場では答えられません。

何となく同じ感じで使っているかと思います。

- 4番（前田幸子委員） 先ほどのように文化財関係では、知識だけでは出来ない部分があるのですか。
- 文化財課長（小野俊彦） 石垣の場合は職人さんの業種も入ってくるので、学識という括りではまかなえきれません。
- 4番（前田幸子委員） 読んで凄く気になる部分でしたので、いつかきちんとしてほしいです。
- 1番（山科 實委員） 弘前市立小・中学校通学区域改編協議会は、今年度も開催していますか。
- 学校企画課長（北嶋郁也） これは学区の見直しをするときに開催するものなので、ここ何年も開催していません。直近では学校規模適正化見直しの際に一度、開催しています。
- 1番（山科 實委員） これは今後、整合性をとらないと。
- 教育政策課長（櫻庭 淳） 任期のところに、委嘱の日から審議等の終了までとあるので、必要な時に集めることとなります。
- 5番（佐藤紘昭委員） 区域改編という名称もそうですが、内容が学区に関する重要な事項についてとなっています。そうすると規模適正化のようなものまで入るのか少し研究をしなければなりません。
- 4番（前田幸子委員） 無報酬ですか。そのものによって違うのですか。
- 文化財課長（小野俊彦） 報酬はあります。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは、報告第6号を承認することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第6号は承認されました。

以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもって平成26年第4回教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時43分 閉会

---

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課主幹兼総務係長 中田 和人

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 前 田 幸 子

署名者 佐 藤 紘 昭